

京都市上下水道局告示第70号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第2号の規定に基づき代表者及び商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

マツモト工業株式会社

代表取締役 松本 真弥

2 変更事項

(代表者の変更)

松本 和彦から松本 真弥に変更

(商号の変更)

松本工業有限会社からマツモト工業株式会社に変更

(上下水道局下水道部管理課)